

北海道厚岸翔洋高等学校 教職員と生徒との連絡手段に関わる校内規程

（目的）

第1条

- (1) 学校や教職員が、生徒から電話番号や電子メールアドレス等（以下、「電話番号等」という。）を取得することは、個人情報入手することに他ならず、その利用や管理に関して、厳正な取扱いが求められる。
- (2) 一方、生徒に対して授業や部活動、学校安全上の指導項目等に関わる連絡を行うに当たり、携帯電話や通信アプリケーションを活用することには、一定の有効性や利便性が認められることから、こうした個人情報の取得や利用を一切禁止するものではなく、むしろ、適切な利用や管理に関するルールについて規程を整備し、効果的な運用に資するものとする。

（電話番号等の取得及び提供）

第2条 教職員が自己の判断で個人的に生徒から電話番号等の個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限り、所定の様式により校長の許可を得ること。

- 2 電話番号等の取得対象となる生徒は、担任する学級の生徒、顧問をする部活動の生徒及び舎監が寄宿舍運営上必要とする寮生に限る。ただし、これ以外に校務運営上必要な場合は別途協議する。
- 3 職員が生徒等に対して自己の電話番号等を提供する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず校長の許可を得ること。

（電話番号等の利用）

第3条 教職員と生徒との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等（以下「メール等」という）による私的な連絡等は厳禁とする。

- 2 メール等を利用した教職員と生徒との連絡内容の範囲は、授業・部活動に関すること及び安全上の緊急連絡に限る。
- 3 生徒から、メール等を利用して、個人的（私的）な悩みなどについて相談があった場合、メール等での相談は行わず学校において直接面談することにより行うこととし、必要に応じて複数の教員で行うこととする。
ただし、通学が困難な状況にある生徒についてはこの限りではない。

（保護者への対応）

第4条 保護者との電話番号等に係る取扱いについては、生徒の取扱いと同様とする。

附則

この規程は平成27年4月1日より施行する。

平成30年4月1日に一部改正。